

令和7年3月10日

関係団体・関係機関の長 様

長崎県医療政策課長

(公印省略)

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業(緊急支援パッケージ)のうち
「施設整備促進支援事業」に係る事業計画の提出について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和6年度厚生労働省補正予算のうち、下記の「施設整備促進支援事業」について、国への事業計画提出及び県の予算編成の参考とするため、令和7年3月21日(金)17時までに別添様式の事業計画書のご提出をお願いいたします。

記

Ⅰ. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の内容

別表Ⅰの第Ⅰ欄及び第Ⅱ欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－Ⅰ(標準事業例5)に該当する施設の整備に関する事業、別表Ⅱの第Ⅰ欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表Ⅲの第Ⅰ欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業(以下「国庫補助事業」という。)の交付対象となる医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であって、令和6年4月1日から令和8年3月末までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修(以下「施設整備」という。)に係る契約を締結している医療機関等に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する。

(2) 事業の支給額

令和6年4月1日から令和8年3月末までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等に対して、㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

・地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－Ⅰ(標準事業例5)に該当する施設の整備に関する事業については、別表Ⅰの第Ⅲ欄に定める物価高騰を反映した単価と第Ⅳ欄に定める標準単価との差額に、第Ⅴ欄に定める基準面積及び第Ⅵ欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

- ・医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(3) 留意事項

① 給付金の支給について

- ・給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

② 給付金の返還について

- ・都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。
 - ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
 - イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

2. 提出方法

「事業計画書」をメールにて国庫補助金の下記担当者へ提出。

※「事業計画書」ファイル及び説明資料は、県のホームページからもダウンロードいただけます。

ホーム>分類で探す>福祉・保健>医療>助成制度のご案内>「施設整備促進支援事業」

3. 留意事項

- ・全国の医療機関からの申請状況や県予算の都合により、支給額を調整される場合があります。
- ・本事業は、令和6年度の国庫補助（地域医療介護総合確保基金、医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金）の交付決定を受けていない医療機関でも、交付要件に該当する場合は支給対象となります。

4. 提出期限

令和7年3月21日（金）17時

※ 活用を予定していない場合や支給要件を満たさない場合は、ご提出は不要です。

※ 厚生労働省への提出期限が定められているため、照会期間が短く大変恐縮ですが、提出期限までのご提出にご協力をお願いいたします。

5. 添付資料

- ・ 医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（別表1）～（別表3）
- ・ 第2号様式_別表3（事業計画書）
- ・ 【説明資料】

【提出先・問い合わせ】

地域医療介護総合確保基金

長崎県福祉保健部医療政策課

医療企画班 田本

TEL：095-895-2462

E-mail：s040308@pref.nagasaki.lg.jp

医療提供体制施設整備交付金

長崎県福祉保健部医療政策課

地域医療班 荒木

TEL：095-895-2461

E-mail：s040308@pref.nagasaki.lg.jp

医療施設等施設整備費補助金

(15 新興感染症対応力強化事業 以外の事業)

長崎県福祉保健部医療人材対策室

医師確保推進班 富田

TEL：095-895-2421

E-mail：shingo-tomita012596@pref.nagasaki.lg.jp

医療施設等施設整備費補助金

(15 新興感染症対応力強化事業)

長崎県福祉保健部地域保健推進課

感染症対策担当班 荒木

TEL：095-895-2466

E-mail：s040309kansen@pref.nagasaki.lg.jp